三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
五　労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る労働者派遣法第六十二条の規定
六　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
七　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
八　育児・介護休業法第六十二条から第六十四条までの規定及びこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十五条の規定
九　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第二条第二項に規定する内航運送」を「第二条第二項第一号に規定する内航運送」に改める。

一　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）第一条第二号
二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十六条

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十条の表船舶による貨物の輸送の項
二　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号ト
三　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号ワ

（出入国管理及び難民認定法施行令及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第八十九条第七項」を「第八十九条第八項」に改める。

一　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第五条第十四号
二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条第十五号

（青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令の一部改正）

第五条　青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八十八条の二の二第五項において」の下に「読み替えて」を加え、「第六十九条」を「第六十七条第一項、第六十七条の二第一項、第六十九条」に、「第八十九条第四項及び第五項」を「第八十九条第一項、第二項、第五項及び第六項」に改め、「第九十二条第一項」の下に「の規定」を加え、「第二条第一項及び第四条」を「第四条第一項」に改め、第六号中「第二十条第一項において」の下に「読み替えて」を、「第二十条の二」の下に「、第二十一条第二項」を、「規定」の下に「（これらの規定を船員職業安定法第九十一条の二の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「第三十条の二第一項」の下に「（船員職業安定法第九十一条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　船員職業安定法第十五条第三項（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、同法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、同法第四十四条第一項、第四十五条（船舶所有者に係る部分に限る。）及び第四十六条、同法第四十八条第一項において準用する同法第十六条第一項（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）及び第二項（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、第十九条（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）並びに第二十一条（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、同法第五十二条において準用する同法第十六条第一項（船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。）及び第二項並びに同法第百四条（船員の募集を行う者（船舶所有者である場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第六条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十六号及び第二項第三十八号中「第八十九条第四項及び第七項」を「第八十九条第五項及び第八項」に改める。

第二章　経過措置

第七条　海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第七条の規定による改正前の船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書で改正法の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正法第七条の規定による改正後の同項の規定により交付された海上労働証書とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（船員職業安定法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　当分の間、第一条の規定による改正後の船員職業安定法施行令第二条第五号の規定の適用については、同号中「規定及び」とあるのは「規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用す